

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更（3件） ・道路の供用開始 ・公有水面埋立ての免許 ・歳入の収納事務の委託 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の新設の届出 <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の参加者の資格等 ・一般競争入札の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>文化振興・世界遺産課 道路維持課 〃 港湾課 学芸文化課</p> <p>経営支援課</p> <p>総務課 〃</p> <p>運転免許管理課</p>
--	---

告 示

長崎県告示第327号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係						別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略					1	略				
2	文化団体助成費補助金	文化団体の実施事業の充実及び加盟団体の育成強化を図り、	新人演奏会の開催、機関誌の発行、 <u>広報活動、加盟文化団体等が実施する文化活動に対する助成及び長崎県選</u>	略		2	文化団体助成費補助金	文化団体の実施事業の充実及び加盟団体の育成強化を図り、	新人発表演奏会の開催、機関誌の発行及び加盟 <u>文化団体の活動に対する補助に要する経費</u>	略	

	もって芸術文化の振興に資する。	抜作家美術展開催委託事業等、 本県の芸術文化の振興に資する事業活動に要する経費
--	-----------------	--

	もって芸術文化の振興に資する。				
3	市川森一脚本賞事業補助金	故市川森一氏の功績を称え、次代を担う人材育成と放送文化の向上のために設立された「市川森一脚本賞財団」の顕彰事業を支援する。	補助対象者が実施する賞の選考に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般財団法人市川森一脚本賞財団

3～5 略

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				

4～6 略

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3	長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金	交流人口の拡大、地域課題の解決及び地域資源の活用による地域の活性化を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 観光交流まちづくり推進事業 長崎県観光振興条例（平成18年長崎県条例第56号）に基づき策定された観光地づくり実施計画等に基づいて、重点的かつ計画的に実施される観光振興事業 (2) 美しい景観形成推進事業 長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）に基づき、個性的で魅力ある長崎らしい景観	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。 市町、地方公共団体の組合、市町が主体となる実行委員会等、民間非営利団体のうち知事が別に定めるもの

									形成を進めるための景観計画等の策定、施設の整備その他の美しい景観形成を推進する事業
3及び4 略					4及び5 略				
5	「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金	県民自らが地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きかけながら賑わいの創出につなげるための観光まちづくりに関する事業を支援することにより、その地を訪れた観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる観光地を創出し、将来的に移住・定住人口の拡大にもつなげる。	1 一定の地域における住民や民間事業者を含めた観光関係事業者などが、地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きかけながら賑わいの創出につなげるための観光まちづくりに関する事業 (1) 観光資源の開発・磨き上げや観光関連施設の整備・充実など観光コンテンツの創出にかかる事業 (2) 交通アクセス等の改善や外国人観光客の受入体制整備など地域の受入環境整備にかかる事業 (3) 観光事業者の人材育成、観光団体の強化・職員の育成や観光を支える人材の育成など観光振興の人材育成にかかる事業 (4) その他、県が特に必要と	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	1 市町、市町が主体となる実行委員会等、民間非営利団体のうち知事が別に定めるもの				
6	「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業補助金	県民自らが地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きかけながら賑わいの創出につなげるための観光まちづくりに関する事業を支援することにより、その地を訪れた観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる観光地を創出し、将来的に移住・定住人口の拡大にもつなげる。	一定の地域における住民や民間事業者を含めた観光関係事業者などが、地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きかけながら賑わいの創出につなげるための観光まちづくりに関する事業 (1) 観光資源の開発・磨き上げや観光関連施設の整備・充実など観光コンテンツの創出にかかる事業 (2) 交通アクセス等の改善や外国人観光客の受入体制整備など地域の受入環境整備にかかる事業 (3) 観光事業者の人材育成、観光団体の強化・職員の育成や観光を支える人材の育成など観光振興の人材育成にかかる事業 (4) その他、県が特に必要と認める事業	2分の1以内	市町、市町が主体となる実行委員会等、民間非営利団体のうち知事が別に定めるもの				

		認める事業 2 「住んでよ し・訪れてよ しの観光まち づくり構想」 選定委員会に おいて採択さ れた観光まち づくり構想に 係る事業であ り、かつ、次 に掲げる事業 (1) 観光まちづ くり構想を具 現化するため のアクション プラン策定に 必要な事業 (2) 県の認定を 受けたアク ションプラン に係る事業		2 市町
--	--	---	--	------

6 略

7	宿泊施設DX 人材育成等支 援事業費補助 金	物価高騰等の影 響を受けている 県内宿泊施設の 業務効率化やサ ービス品質の向 上を図るため、 デジタルツール を活用できる人 材の育成を支援	補助対象者が実 施する次に掲げ る取組に要する 経費 (1) 人材育成の 取組に要する 経費 (2) IT機器や デジタルツールの 導入に要する 経費 ※ (1)の取組 は必須	予算の範囲内 において知事が 別に定める基 準による。	県内宿泊事業者
---	---------------------------------	---	--	--------------------------------------	---------

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 物産展の開催に要する経費 (2) 「e-ながさきどっとこむ」を活用し	(1) 2分の1以内 (2) 10分の10以内	略

--	--	--	--	--	--

7 略

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図	物産展の開催に要する経費	2分の1以内	略

		る。	た物産展の開 催に要する経 費	予算 の範 囲内 で知 事が 定め る額 を限 度と する。
--	--	----	-----------------------	---

		る。			
3	長崎県 産品P R・販 売拡大 事業補 助金	長崎県産 品のP R、消費 の喚起及 び販売の 拡大を図 る。	長崎県産品の販 売の促進（イン ターネット等を 利用した販売に おける割引キャ ンペーン等の実 施）に要する経 費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	一般社団 法人長崎 県物産振 興協会等

国際課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～7 略				

国際課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～7 略					
8	核兵器 廃絶長 崎連絡 協議会 事業費 補助金	長崎大学 核兵器廃 絶研究セ ンターと 連携し て、核兵 器の廃絶 と世界恒 久平和の 実現を目 指す。	長崎大学核兵器 廃絶研究セン ターと連携して 実施する情報発 信、人材育成、 情報ネットワー ク構築等に要す る経費	3分の 1以 内。た だし、 予算の 範囲内 で知事 が定め る額を 限度と する。	核兵器廃 絶長崎連 絡協議会
9 略					

8 略				
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
9	長崎県 地域日 本語教 育推進 補助金	市町が実 施する各 地域の実 情に応じ た地域日 本語教育 の体制整 備・体制 強化のた めの事業 に対し、 当該事業 を実施す るために 必要とす る経費の 一部を補 助すること により、 県内	2分の 1以内	市町

	の地域日 本語教育 の総合的 な体制づ くりの推 進を図 る。			
--	---	--	--	--

長崎県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市稗田町甲198番2地先から 島原市稗田町甲116番1地先まで	前A	9.7~27.3	443.6	
	後A	9.7~27.3	443.6	
	後B	9.8~45.4	399.6	

長崎県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市巖原町中村628番2地先から 対馬市巖原町中村622番1地先まで	前	16.0~19.7	22.4	
	後	16.0~21.7	22.4	

長崎県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町中村606番19地先から 官公有無番地先（対馬市厳原町中村630番1）まで	前	18.0～18.2	20.1	
	後	16.0～18.2	20.1	

長崎県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市厳原町中村628番2地先から 対馬市厳原町中村643番1地先まで	令和5年4月28日

長崎県告示第332号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年4月28日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日
令和5年4月18日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
 - 1 工区 長崎県五島市玉之浦町立谷字別當木1番5及び2番地先公有水面
 - 2 工区 長崎県五島市玉之浦町立谷字別當木1番4から玉之浦町立谷字真浦9番3に隣接する里道の東側白地に至る地先公有水面
 - 3 工区 長崎県五島市玉之浦町立谷字真浦9番2に隣接する里道東側白地から9番1に至る地先公有水面
 - 4 工区 長崎県五島市玉之浦町立谷字真浦10番1から11番17に至る地先公有水面
 - イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
 - 1 工区 2,127.25平方メートル
 - 2 工区 3,215.92平方メートル
 - 3 工区 47.79平方メートル
 - 4 工区 1,165.75平方メートル
 - 合計 6,556.71平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県五島市玉之浦町立谷字別當木1番5、2番、1番4、1番5と1番4に挟まれた水路、1番4の南側里道、1番4の南側に隣接する白地、玉之浦町立谷字真浦9番1、9番2、9番3、9番4、10番1、10番2、11番17、9番1と10番1に挟まれた水路及び長崎県五島市玉之浦町立谷字別當木1番5から玉之浦町立谷字真浦11番17に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

55,569.43平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

長崎県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

熊本県熊本市南区江越1丁目14番10号

株式会社パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣

3 委託事務

パンフレット「壱岐・原の辻遺跡」販売に係る収入金の収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告**大規模小売店舗の新設の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス相浦店

長崎県佐世保市愛宕町182番 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年12月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,628平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 59台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 17台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 65.0平方メートル
建物南側 115.2平方メートル 合計180.2平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 6.9立方メートル
建物南側 9.0立方メートル 合計15.9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和5年4月3日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

交通局公告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年4月28日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,312キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - (ア) 売上高当期利益率
 - (イ) 固定長期適合率
 - (ウ) 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年5月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
 - ア 申請者のうち、県資格を取得している者
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 委任状
 - (ウ) 印鑑届（様式第3号）
 - (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
 - (オ) 直近の決算書の写し
 - (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
 - イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 財務関係明細書
 - (ウ) 営業概要書
 - (エ) 委任状

- (㊦) 法人にあつては登記簿謄本
 - (㊧) 個人にあつては次の a 及び b
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (㊨) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (㊩) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (㊪) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (㊫) 印鑑届(様式第3号)
 - (㊬) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)
 - (㊭) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
 - (名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
 - (電話) 095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書(様式第8号)により通知(郵送)する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和5年4月28日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 1,312キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による
- (3) 納入期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日まで
- (4) 納入場所
 - ア 長崎営業所(長崎市八千代町3-1)
 - イ 東長崎営業所(長崎市平間町411-1)
 - ウ 長与営業所(西彼杵郡長与町高田郷721-2)
 - エ 諫早営業所(諫早市貝津町1492-1)

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,218キロリットル 令和5年8月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和5年2月10日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 軽油調達に関する令和5年4月28日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和5年4月28日付け長崎県公報第11213号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和5年5月22日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

(3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）令和5年4月28日から令和5年5月22日（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)

(受領期限) 令和5年5月25日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第1研修室

(日時) 令和5年5月26日 午前10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,3121KL
- (2) Delivery period
From June 1st, 2023, to August 31, 2023
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Higashinagasaki Office Nagasaki City, HIRAMA-machi, 411-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than May 25, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 May 26, 2023
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年4月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
 (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査
 法第99条の2第4項第2号に規定する者
 (2) 教習指導員審査
 法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和5年5月30日（火）から同年6月2日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- ㊦ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）並びに教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
 ㊧ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
 ㊨ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
 ㊩ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
 ㊪ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
 ㊫ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
 ㊬ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許	23,400円
㊧ 普通免許	19,500円
㊨ 第二種免許	21,500円
㊩ その他の免許	14,700円

イ 教習指導員

㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許	14,550円
㊧ 普通免許	11,850円
㊨ 第二種免許	12,450円
㊩ その他の免許	9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和5年5月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。ただし、大型特殊自動車、けん引自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のAT車を除く。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
田宏
弥

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識